

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第18号

水道事業アセットマネジメント計画等策定業務委託の受注候補者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり告示する。

令和7年4月11日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊藤 芳久

記

1 対象業務

(1) 業務名称

水道事業アセットマネジメント計画等策定業務委託

(2) 業務内容

ア 水道事業アセットマネジメント計画の策定

計画期間 令和10年度～令和49年度（40年間）

検討手法 4D（更新需要：タイプ4、財政収支：タイプD）

イ 水道システム再構築及び更新計画の策定

計画期間 令和10年度～令和49年度（40年間）

ウ 管路更新耐震化計画の策定

計画期間 令和10年度～令和49年度（40年間）

エ 水道事業ビジョン（基本計画・経営戦略）の策定

計画期間 令和10年度～令和24年度（15年間）

オ 中期経営計画の策定

計画期間 令和10年度～令和14年度（5年間）

※ アからオまでの各計画は、すべて整合性を図るものとする。

(3) 履行場所

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月24日（金）まで

(5) 提案限度額

169,678千円（税込）

※ 発注者が保有するマッピングシステムのシェープデータ出力費用は含まない。

(6) 選考方法

公募型プロポーザル

2 参加資格要件

(1) この公募型プロポーザルの告示日において、次のアからウまでに定める要件をすべて満たす者であること。ただし、告示日から本業務の契約を締結するまでの期間に、当該要件を欠くこととなる事実が発生した者は、この公募型プロポーザルに参加することができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、これらの手続開始の決定を受けている者を除く。

ウ 坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止措置要綱（令和2年坂戸、鶴ヶ島水道企業団要綱第4号）に基づく指名停止措置又は坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成28年坂戸、鶴ヶ島水道企業団要綱第3号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(2) 単体企業であること。

(3) 令和7・8年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者名簿に上水道及び工業用水道が登載されている者であること。

(4) 過去5年以内（令和2年度以降）に、元請として、給水人口15万人以上の水道事業者におけるアセットマネジメント計画（4D）、水道システム再構築及び更新計画、管路更新耐震化計画、水道事業ビジョン、水道事業経営戦略（これらに類するものを含む。）の全てにおいて、策定又は見直しに係る実績を有すること（水道用水供給事業者における実績は除く。）。

(5) 配置を予定する現場責任者、管理技術者及び照査技術者に関し、次の要件を満たしていること。

ア 現場責任者、管理技術者及び照査技術者は、本業務の受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者とする。

イ 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））の資格を有する者とし、かつ過去5年以内に水道事業者における以下のすべての実績を有する者とする（テクリス登録書により確認できること。）。

ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））及び水道管路施設管理技士1級の資格を有する者とし、かつ過去5年以内に水道事業者における以下のいずれか3つ以上の実績を有する者とする（テクリス登録書により確認できること。）。

<水道事業者の実績>

- ・水道事業アセットマネジメント計画
- ・水道システム再構築及び更新計画
- ・管路更新耐震化計画

- ・水道事業ビジョン

- ・水道事業経営戦略

※ これらの計画に類するものは、実績として含めてよい。

3 その他

詳細については、「水道事業アセットマネジメント計画等策定業務委託仕様書」、「水道事業アセットマネジメント計画等策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」等を参照すること。

4 問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

電話番号 049(283)2080